

地方公共団体における一般海域の 管理に関する条例等の現状

— 洋上風車の設置を巡って: 港湾区域との対比 —

2015年12月5日(土) (於: 早稲田大学西早稲田キャンパス)

中原 裕 幸

横浜国立大学統合的海洋教育・研究センター客員教授
神戸大学海事科学研究科附属国際海事研究センター客員教授
東海大学海洋学部・生物工学部講師
一般社団法人海洋産業研究会常務理事

大 貫 麻 子

一般社団法人海洋産業研究会主席研究員兼事務局長補佐

塩 原 康

一般社団法人海洋産業研究会主席研究員兼研究部長補佐

法にもとづく区域指定と所管官庁

○港湾区域(港湾管理者) **港湾法** 国土交通省(港湾局)

○海岸保全区域／一般公共海岸区域(海岸管理者)
海岸法 国土交通省(水管理・国土保全局)

○漁港区域(漁港管理者) **漁港漁場整備法**
農林水産省(水産庁)

→いずれも管理者が存在し、許認可手続きが決まっている。

それ以外の海域を“**一般海域**”という。

【上記以外の法による区域指定の例】

○水産資源保護水面(市町村) **水産資源保護法** 農林水産省(水産庁)

○海域公園(公園管理者) **自然公園法** 環境省

※漁業権区域(漁業法)における漁業権者は海域の管理者ではない。2

一般海域の管理に関する条例等の例

- ・三重県一般海域等管理規則(S43)
- ・広島県の海の管理に関する条例(H 3)
- ・愛媛県の海を管理する条例(H 7)
- ・岡山県普通海域管理条例(H10)
- ・(山口県)一般海域の利用に関する条例(//)
- ・北海道海域使用料等徴収条例(H12)
- ・京都府海岸等管理条例(//)
- ・大阪府一般海域管理条例(//)
- ・香川県一般海域管理条例(//)
- ・福岡県一般海域管理条例(//)
- ・熊本県一般海域管理条例(//)
- ・佐賀県国有財産法に基づく一般海域の使用又は収益の許可に関する規則(H13)
- ・長崎県海域管理条例(H16)

〔計:13／39沿岸県〕

(出典:海洋政策研究財団、平成24年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究、我が国における海洋政策の調査研究報告書、平成25年3月より、若干の補足をして作成)

《参考》その他の海域管理に関する条例等の例

〔プレジャーボート、海浜・海水浴場・環境保全等を除く〕

- ・青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(H13)
- ・岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(H15)
- ・秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(〃)
- ・宮城県海とさかなの県民条例(H15)
- ・茨城県公共物管理条例(S33)
- ・和歌山県海底の土地使用料徴収条例(H19)
- ・島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例(H12)
- ・佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例(H13)
- ・鹿児島県海底の土地管理規則(H12)

(計:9/39県)

(出典:海洋政策研究財団、平成24年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究、我が国における海洋政策の調査研究報告書、平成25年3月より抜粋、作成)

わが国の洋上風力発電プロジェクト(○のものが一般海域)

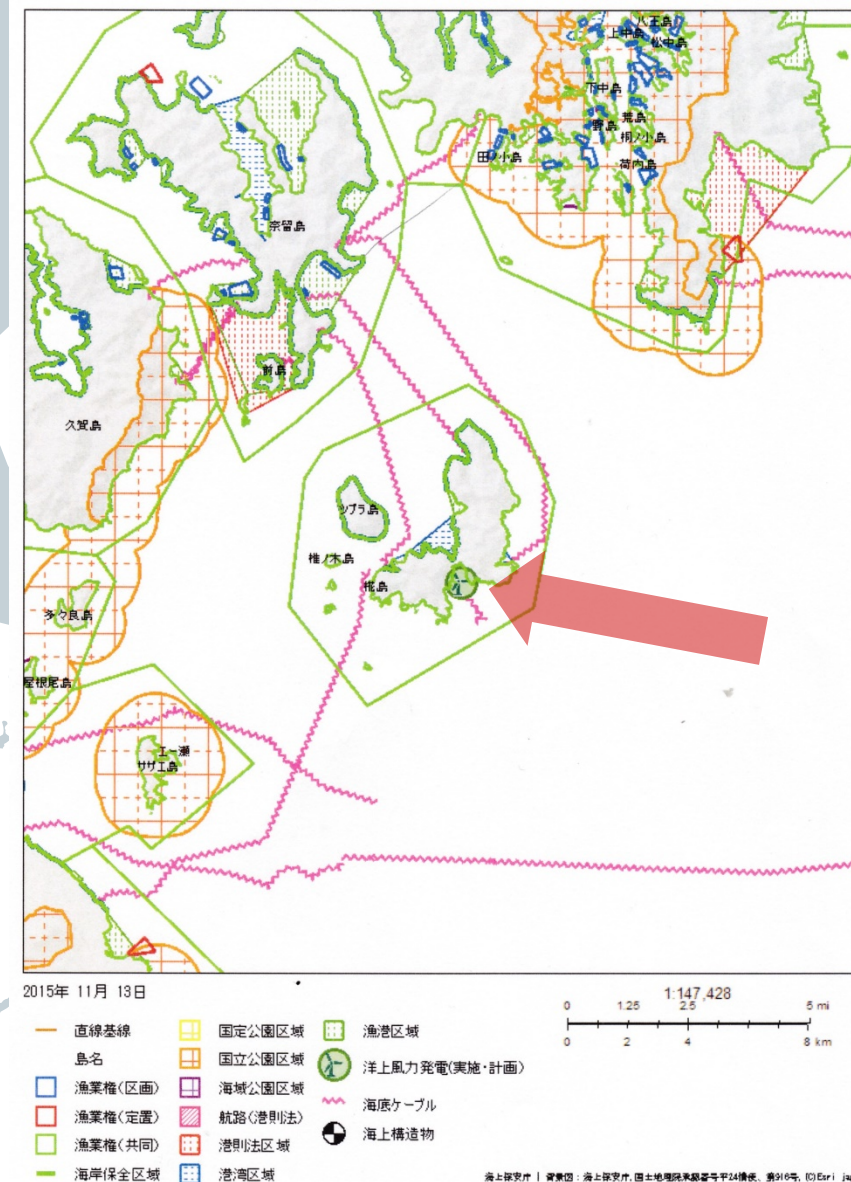
段階	対象海域		概要	実施時期
稼働中	北海道	瀬棚港	日本初の洋上風力発電施設 定格出力1,200kW(600kW×2基)	平成16年4月より稼働
	山形県	酒田港	定格出力1,600kW(2,000kW×8基) 補助制度として経済産業省「新エネルギー等事業者支援対策事業」導入	平成16年1月より稼働
	茨城県	鹿島港沿岸	定格出力1,400kW(2,000kW×7基) 補助制度として経済産業省「新エネルギー等事業者支援対策事業」導入	平成22年6月より稼働
実証実験中	福岡県	北九州沖	NEDOによる実証実験 定格出力2MW 洋上風況観測システムあり(平成24年10月より観測開始)	平成25年7月より運転
	長崎県	五島市杵島沖	平成24年度に2MW級の小規模実証機設置 平成25年度より運転開始 平成27年度事業評価終了予定	平成24年6月より運転
	千葉県	銚子沖	NEDO・東京電力共同プロジェクト、H25年3月稼働開始	平成25年3月より運転
	福島県	櫛葉・広野町沖	浮体式洋上超大型風力発電「ふくしま未来」平成25年11月試験運転開始 定格出力14MW(2MW, 7MW, 5MW)	平成25～27年度
事業者決定	秋田県	秋田港、能代港	平成27年1月丸紅に決定 平成27年4月より事前調査準備開始	平成27年度
	茨城県	鹿島沖	北側区画:(株)ウインドパワーエナジー 南側区画:丸紅 2区画合計で5MWの大型風力発電施設を50基程度建設予定	平成27年度
	新潟県	岩船沖	平成26年10月検討協議会設置 平成26年11月公募開始 平成27年2月事業者決定	平成32年着工予定
公募中	北海道	石狩湾新港	平成26年9月検討協議会設置 公募に向けて、平成27年1月より公募要項・審査基準に関する意見を募集	未定
	青森県	むつ小川原港	平成26年12月検討協議会設置 平成27年2月公募開始 平成27年3月事業者決定	平成28年度着工 平成30年度運転開始予定
調査・検討	北海道	稚内港	港湾計画反映済み 大規模な風力発電所の建設計画あり	未定
	岩手県	洋野町	洋上風力発電の可能性調査を実施 沿岸で風況観測実施	平成23年9月～
	山形県	酒田港	検討協議会設置 民間事業者は平成27年度に公募予定 規模は12～15MWを予定	平成26年

(出典:公表資料を基に海洋産業研究会で作成)



一般海域における 洋上風車の設置事例

長崎県杵島沖 浮体式洋上風車(環境省実証事業)位置図



(出典：海洋台帳より作成。一般海域であり、かつ、共同漁業権区域内であることが分かる。)

長崎県海域管理条例(抜粋)

(平成16年6月25日長崎県条例第50号)

第2条 この条例において「海域」とは、国有財産法(昭和23年法律第73号)第3条第2項第2号の公共用財産のうち、海面(海面下の土地を含む。)で次に掲げる区域以外の区域にあるものをいう。

(1)港灣法(昭和25年法律第218号)第2条第3項の港灣区域及び同法第56条第1項の規定により公告された水域

(2)漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域

(3)海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第2項の一般公共海岸区域及び同法第3条第1項の海岸保全区域

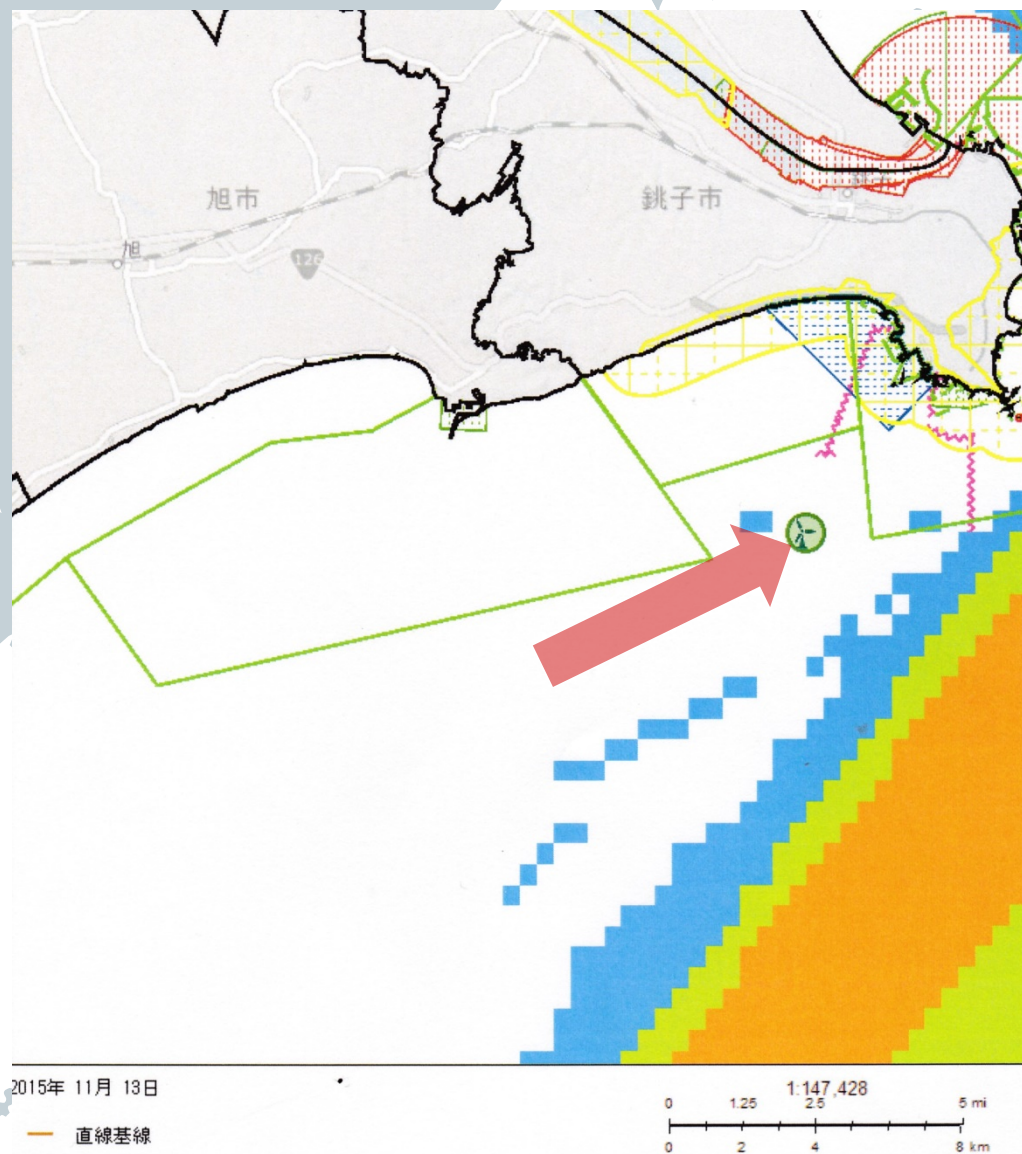
(海域における行為の許可)

第3条 海域において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(1) 工作物その他の物件を設置して海域を占用すること。

(2) 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。

千葉県銚子沖 着床式洋上風車(NEDO実証事業)位置図



(出典: 海洋台帳より作成。一般海域であり、かつ、共同漁業権区域の外であることが分かる。)

千葉県国土交通省所管公共用財産管理規則(抜粋)

(昭和32年4月1日規則第18号、最終改正 平成23年3月31日規則第六一号)

(定義)

第二条 この規則において「公共用財産」とは、(中略)、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)、海岸法(昭和三十一年法律第百一号)、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)その他の法令の適用を受けないものをいう。

(使用又は収益の許可)

第三条 公共用財産において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 工作物を設置すること。
- 二 特定の目的のために占用し、又は使用すること。
- 三 公共用財産の形状の変更(次号に掲げるものを除く。)をすること。
- 四 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、公共用財産の目的を妨げ若しくは保全を害する行為又はそのおそれのある行為をすること。

新潟県村上沖ウィンドファーム(民間事業)想定海域位置図

岩船沖洋上風力発電 事業企画等概要募集要領

岩船沖における洋上風力発電の実現は、地球温暖化対策としてはもちろんのこと、地域経済の振興や観光に結びつき、地域活性化の起爆剤として極めて有効なものと捉えており、洋上風力発電事業の円滑な導入を推進することを目的に、「村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会」（以下「推進委員会」という）を組織しました。

当推進委員会は、岩船沖での洋上風力事業を計画する事業者から広く事業企画を受け付け、審査により事業者を選定し、推進委員会にて地元関係者との協議を重ねていくこととします。

当該事業への参加を希望される事業者は、本要領に従いご応募下さい。

1. 募集する者

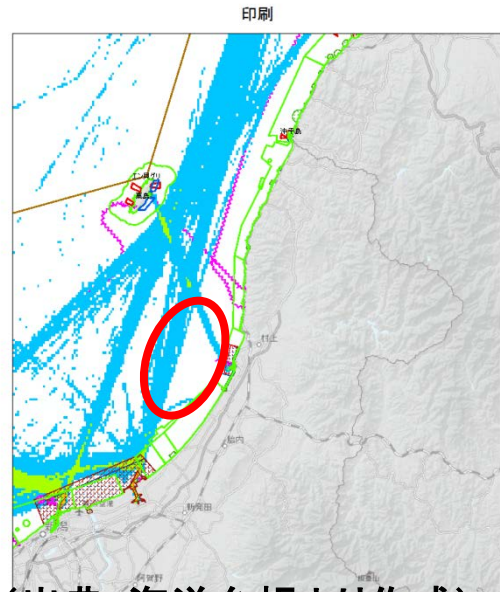
「村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会」

2. 対象海域

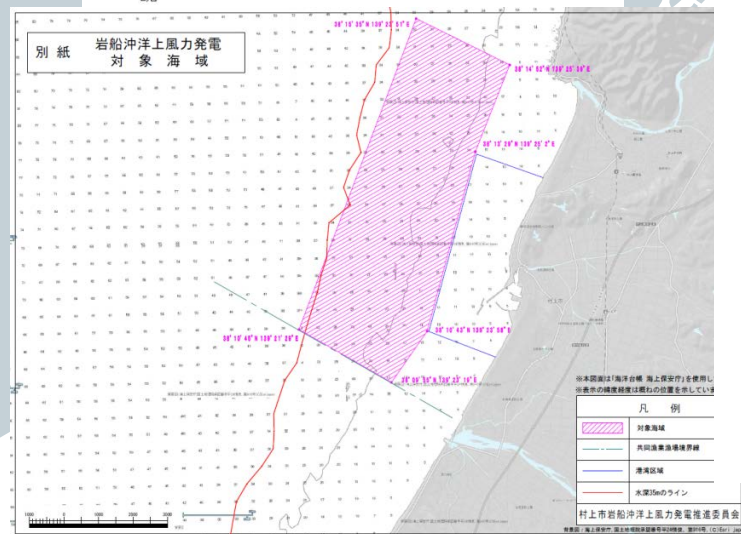
新潟県村上市岩船沖 約2キロメートル先、水深10メートルから35メートルの一般海域で約2,700ヘクタールを想定（別紙）

※留意事項

当該水域は一般海域であり、発電所設置に係る事前調査、設置工事の各段階において、発電事業者の責において関係機関と調整を行うものとし、推進委員会は調整を支援します。



(出典: 海洋台帳より作成)



(左下図・右資料の出典: 2014年10月2日、村上市公募要領より)

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例(抜粋)

(平成 12 年 3 月 31 日 新潟県条例第 39 号)

第 2 章 公共用財産の使用 (使用の許可)

第 5 条 公共用財産について、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 工作物を設置すること。

(2) 農耕、草木の栽培、放牧その他これらに類する目的
(以下、略)

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、公共用財産をその目的以外の目的で 使用すること。

(許可の期間)

第 6 条 前条第 1 項の規定による許可の期間は、3 年以内で知事が定める期間とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

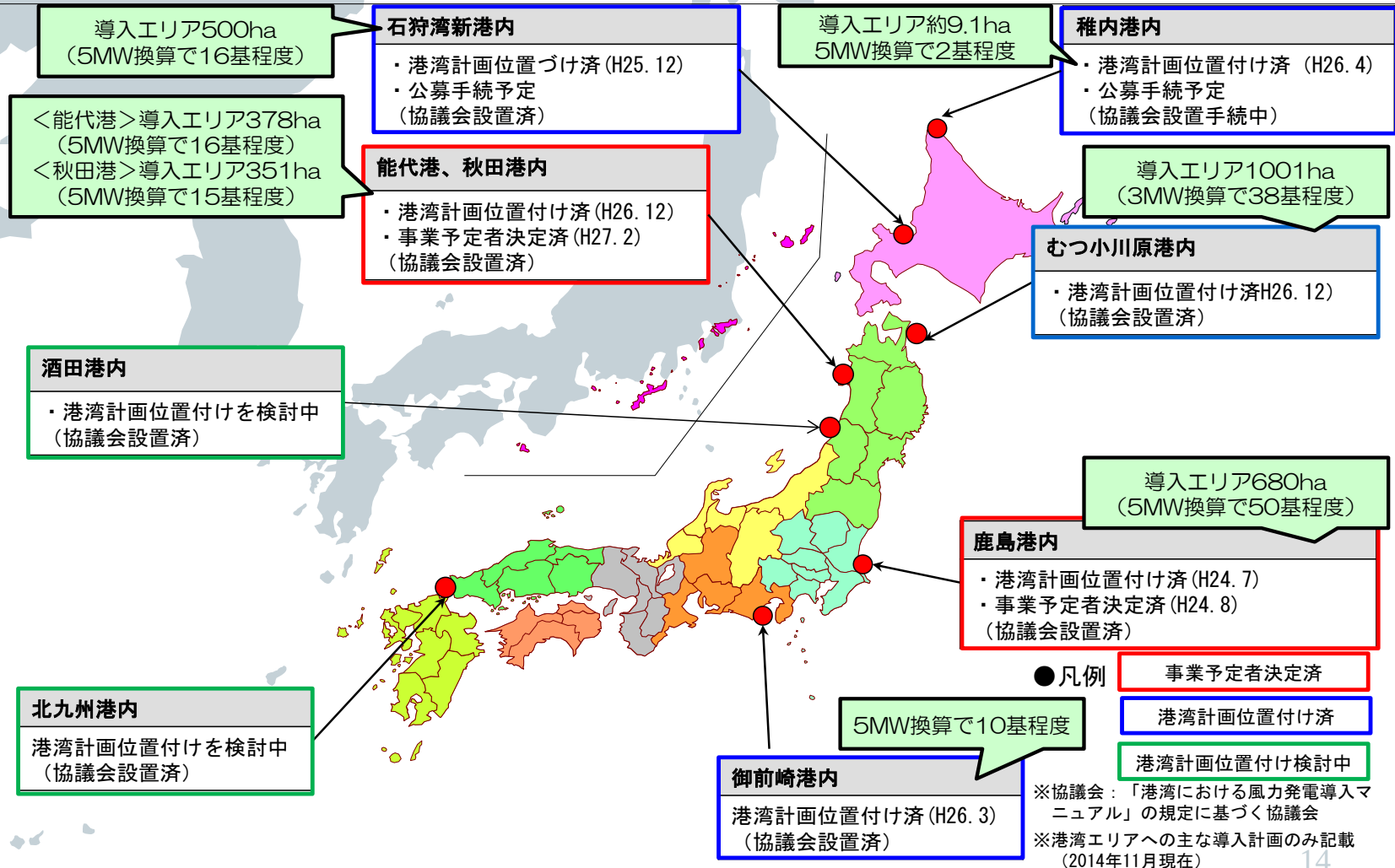
(注:この管理条例を適用するかどうかは現段階では不明)



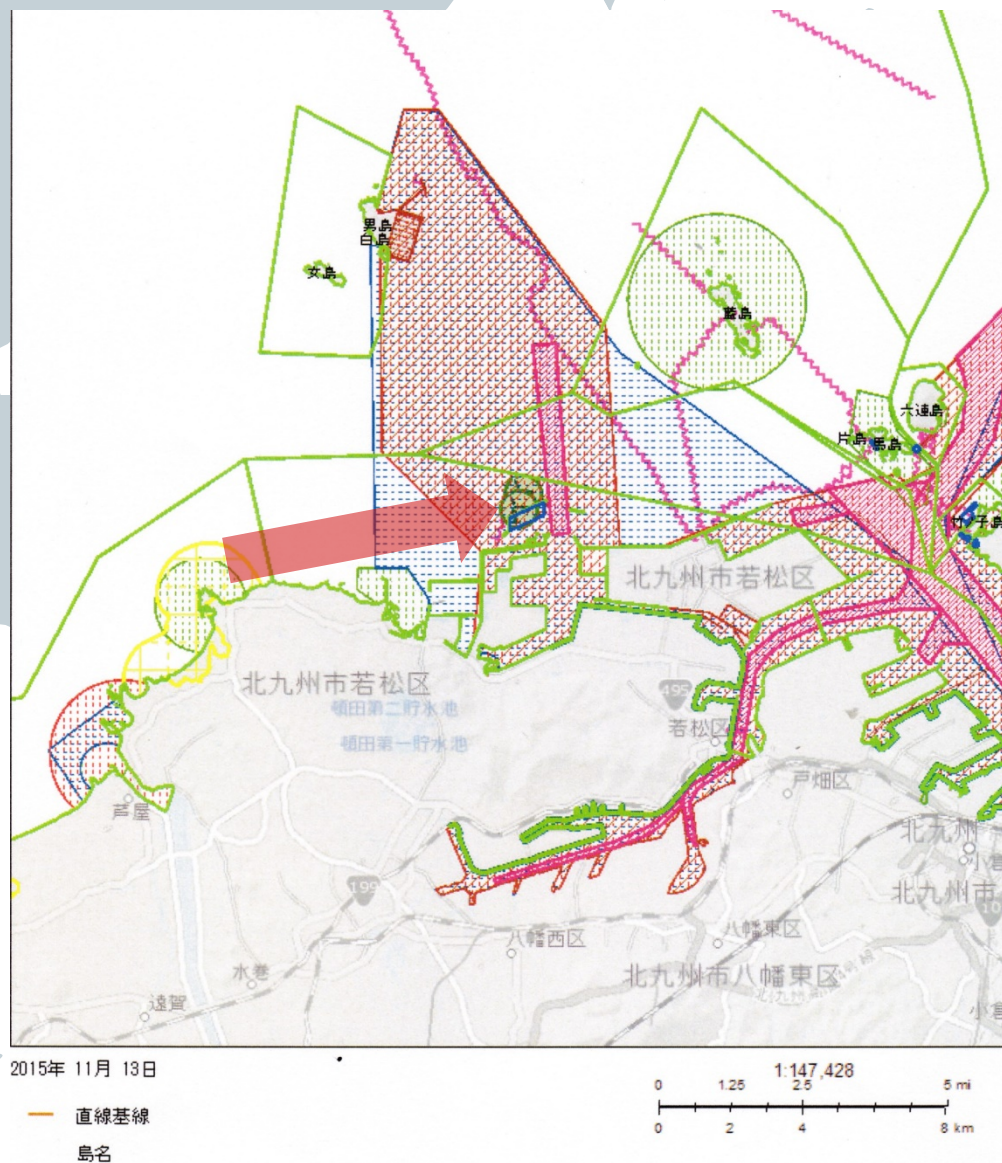
港湾区域における 洋上風車の設置事例

港湾における洋上風力発電の主な導入計画等

- 稚内港、石狩湾新港、むつ小川原港、能代港、秋田港、鹿島港及び御前崎港においては、港湾計画に洋上風力発電の導入エリアを位置付け済（全国で導入エリアは約3,000ha、想定される導入基数は5MW級換算で141基）。
- 港湾計画に位置付け済の港湾のうち、能代港、秋田港及び鹿島港においては、事業予定者を選定済。
- また、酒田港及び北九州港においても導入の検討が進んでおり、港湾区域への洋上風力発電の導入が定着してきている。



北九州港 着床式洋上風車(NEDO実証事業)位置図



(出典: 海洋台帳より作成。港湾区域内であることが分かる。)

○北九州市の管理する港湾の港湾区域内及び港湾隣接地域内における水域の占用等に関する条例(抜粋)

(平成12年3月29日、条例第36号)

(占用等の許可)

第3条 港湾区域内又は港湾隣接地域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。(以下、略)

(1) 港湾区域内の水域(当該水域の上空100メートルまでの区域及び水底下60メートルまでの区域を含む。以下同じ。)又は公共空地の占用

(2) 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取

(3))〔略〕 **(4)** 〔略〕

(占用料等の徴収)

第6条 市は、第3条第1号又は第2号に掲げる行為の許可を受けた者から、別表に掲げる占用料又は土砂採取料(以下「占用料等」という。)を徴収する。

(占用料等の減免)

第7条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、占用料等を減免することができる。

石狩湾新港風力発電施設の設置運営事業 公募要項・審査基準(抜粋)

2. 募集概要

(2)設置可能範囲 施設の設置可能範囲は、以下の範囲内とする

【対象区域】石狩湾新港港湾区域内において港湾管理者が定める範囲(別紙のとおり)(水域面積:約500ha)

(3)事業規模 導入規模(風力発電施設の定格出力及び基数)は、総出力 1万 kW 以上の規模とする。

(4)事業実施時期 事業予定者は、発電事業を平成〇〇年〇月末日までに開始することを目標に計画を作成するものとする。なお、占用許可期間は 10年とするが、当初占用期間中の事業実施状況に特段の問題がない限りにおいて、占用許可を原則として1回に限り更新する予定である。

(6)占用許可手続き 本公募において選定された事業予定者は、条例等に基づき、管理者に対し占用許可申請手続きを行い、占用許可を受けるものとする。なお、占用期間中及び更新時には、占用許可条件の再確認を行い、港湾の管理運営上の観点で、必要に応じて占用許可条件を変更することがある。

(7)占用料 占用許可を受けた者(以下「事業者」という。)は、風力発電施設の設置に際して、石狩湾新港の 港湾区域内及び港湾隣接地域内における占用料等徴収条例第2条に基づき、ブレード旋回範囲(水面 への投影部分)について、占用料を支払うものとする。

《問題意識》

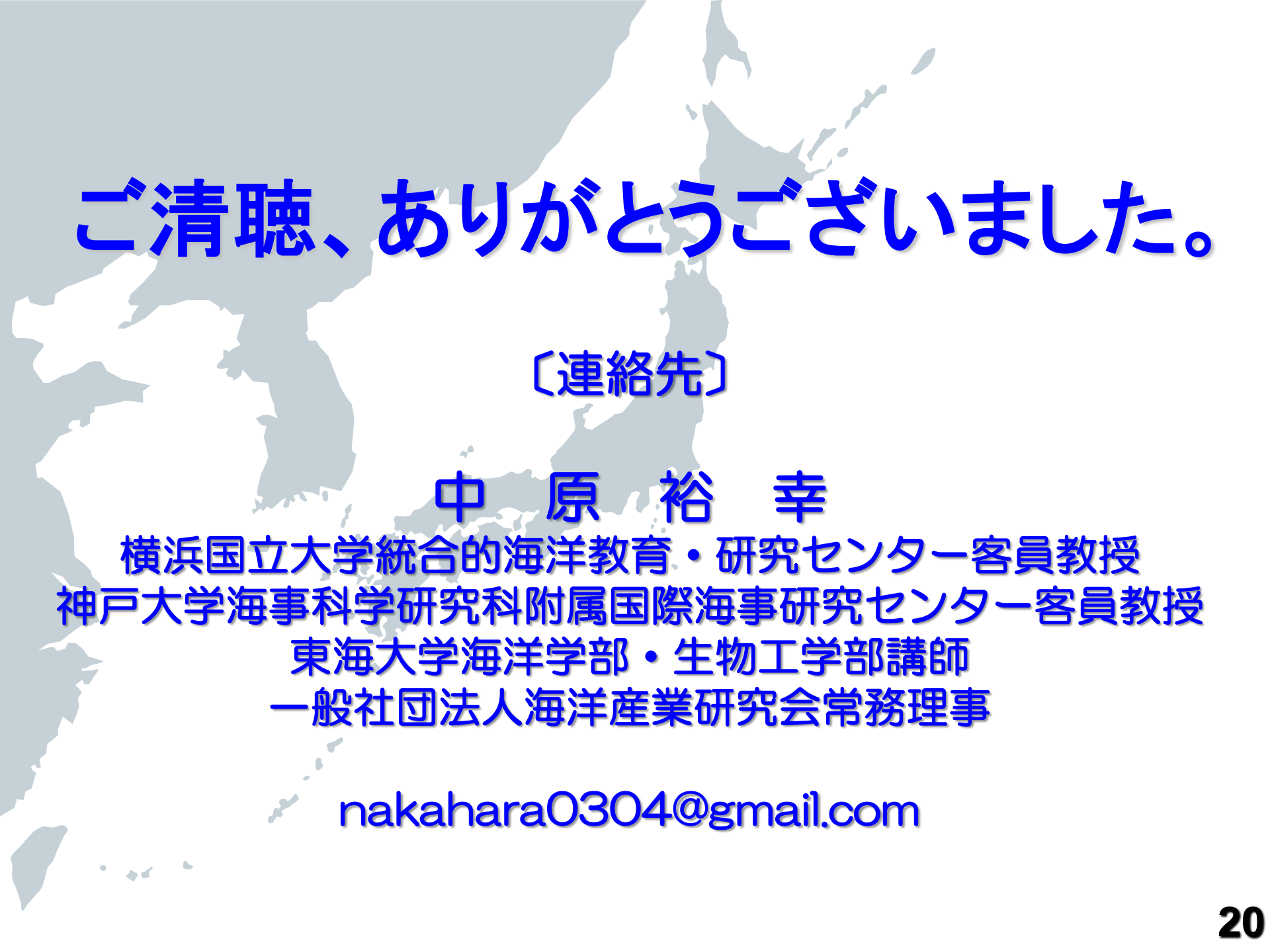
- 地方公共団体も事業者も「一般海域管理条例」が存在する場合は、これに依拠。
- 同条例が存在しない場合、どうするか？

パ° ショソ1：「国土交通省所管公共用財産
管理規則」の適用

パ° ショソ2：「一般海域管理条例」を新たに制定

※一時的占用期間、占用料が不統一状態。
占用料の減額・免除に関する考え方不在

➡ 国による一般海域の利用(管理)
に関する法制度の必要性？



ご清聴、ありがとうございました。

〔連絡先〕

中原 裕 幸

横浜国立大学統合的海洋教育・研究センター客員教授
神戸大学海事科学研究科附属国際海事研究センター客員教授
東海大学海洋学部・生物工学部講師
一般社団法人海洋産業研究会常務理事

nakahara0304@gmail.com